

横浜市文化財施設のあり方検討委員会設置要綱

制 定 平成23年6月8日 教生文 第 464 号（教育長決裁）

（目的）

第1条 横浜市教育委員会が所管する、横浜市歴史博物館・横浜開港資料館・横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館（以下、「文化財施設」という。）のあり方と今後の方向性について検討するため、横浜市文化財施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、文化財施設のあり方と今後の方向性に関することを検討し、意見を取りまとめるものとする。

（組織）

第3条 委員会は委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、博物館、歴史、生涯学習、企業経営等に関する学識経験者及び有識者の中から選定し、教育長が委嘱する。

3 委員の辞職などにより委員会の運営に支障が生じたときは、教育長は新たな委員を委嘱することができるものとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を掌理し、議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱された日から平成23年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、本要綱施行後の最初の委員会の招集は教育長が行うものとする。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（会議の公開）

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第8条 委員長は、委員会において必要があると認めたときは、文化財施設の指定管理

者、及び専門的事項に関し知識または経験のある者、その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、教育長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会事務局生涯学習文化財課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。